

# 阿蘇大橋地区復旧技術検討会

## 規 約

### （名 称）

第 1 条 本会議は、「阿蘇大橋地区復旧技術検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

### （目 的）

第 2 条 検討会は、阿蘇大橋地区斜面崩壊箇所の斜面安定化と国道 5 7 号、国道 3 2 5 号並びに J R 豊肥線の早期復旧に向けた対策を、専門的な学識経験等に基づき検討・助言することを目的とする。

### （検討事項）

第 3 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる検討を行う。

- 一 阿蘇大橋地区斜面崩壊箇所の発生メカニズムの分析及び今後の斜面安定化に関する基本的な方向性
- 二 国道 5 7 号、国道 3 2 5 号並びに J R 豊肥線の復旧作業に関する技術的対応方針（特に斜面の安定性に関する事項）
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事項

### （検討会の組織構成）

第 4 条 検討会は、専門的な知識を有する学識者等で構成する。

- 2 検討会には会長を置く。
- 3 会長は、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、検討会の会務を処理し、検討会を代表する。
- 5 会長に事故のあるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### （検討会の開催）

第 5 条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は、構成員の半数以上の出席をもって行うものとする。

### （事務局）

第 6 条 検討会の庶務は、九州地方整備局河川部河川計画課、道路部道路管理課において処理する。

### （雑 則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。